平成２５年（フ）第１０７６３号
神奈川県横須賀市秋谷２丁目９－４
債務者　若命　優子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７１号
東京都板橋区西台２丁目29－９－201
債務者　関根　俊一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８２号
埼玉県草加市草加１丁目２－22－301
債務者　山口　裕隆
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８４号
東京都葛飾区立石１丁目11－７
債務者　山田　貴之
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８５号
東京都大田区大森西４丁目４－２　第二紅竹マンション305
債務者　芦田　一美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８９号
東京都練馬区南田中５丁目25－25－403
債務者　山崎　廣國
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９０号
東京都練馬区南田中５丁目25－25－403
債務者　山崎　恭子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８００号
東京都板橋区上板橋２丁目14－３－Ｂ－102
債務者　松岡　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０３号
東京都世田谷区玉川２丁目15－12－401
債務者　黒田　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０７号
東京都豊島区雑司が谷２丁目６－17－203
債務者　椋　　能子（旧姓横内）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０８号
東京都足立区青井６丁目７－１
債務者　江木　要介
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０９号
東京都福生市南田園２丁目10－12－103
債務者　越石　和夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１６号
東京都板橋区熊野町43－１－608
債務者　牟田久美子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２２号
東京都八王子市南大沢１丁目18－11　シュガーハイツ南大沢Ａ－401
債務者　田崎　勝美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２３号
東京都八王子市南大沢１丁目18－11　シュガーハイツ南大沢Ａ－401
債務者　田崎　宏美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２６号
東京都八王子市堀之内２丁目10－５－501
債務者　佐藤　博久
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部